国の第2次基本計画のポイントと県プラン(案)との比較

第2次食育推進基本計画のポイント(新規部分)

はじめに

今後は単なる周知にとどまらず、実践による食に関する理解促進が必要 (「周知」から「実践」へ)

県プラン(案)との比較

県も新たに基本コンセプト 「啓発から実践へ」を提唱

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点課題 (新規に記載) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2 基本的な取組方針7項目 (全て1次計画と同様)

:「ライフステージと生活場面に応じた食育」として記述

:現行プランから「取組の方向」に示して重視

: 現行プランから「おうちで ごはんの日」を提唱

第2 食育の推進の目標に関する事項

1 1項目のうち新規目標は4項目 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等を 継続的に実践している国民の割合の増加

よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の 割合の増加

農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

: 従来からの「家族や友人と 食事をする人の割合」に対応 :「体重コントロールを実践し ている人の割合」に対応

:よく噛むことの推進は「県や関係団体等の取組」の中で記述(歯に係る目標は設定)

:「農林水産業に親しむ県民の 割合」に対応

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1 家庭における食育の推進(4項目)
- 2 学校、保育所等における食育の推進(4項目)
- 3 地域における食育の推進 (9項目)

【新規】「食育ガイド」(仮称)等の活用促進、生活習慣病の予防及 び改善につながる食育推進、歯科保健活動における食育推 進、高齢者に対する食育推進、男性に対する食育推進

- 4 食育推進運動の展開(5項目)
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(6項目) 【新規】農山漁村コミュニティの維持再生
- 6 食文化の継承のための活動への支援等(4項目)
- 7 食生活に関する調査、情報の提供及び国際交流推進(8項目) 【新規】世代区分等に応じた国民の取組の提示

「食育ガイド(世代区分等に応じた取組の提示)」は「県民の主体的な取組」に相当生活習慣病及び歯科保健活動は県でも記述済(従来から)高齢者や男性についても新プランに記述済

農山漁村コミュニティの維持 再生については未記述だが農 林水産施策として当然実施中

第4 食育推進施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項

- 1 多様な関係者の連携・協力の強化
- 2 地方公共団体による推進計画策定等と施策の促進 【新規】市町村計画の作成支援、食育推進の中核となる人材の育成
- 3 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と 意見等の把握 【新規】「食育ガイド」(仮称)を23年度中に作成
- 4 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的運用
- 5 基本計画の見直し 【新規】東北地方太平洋沖地震に言及

市町村計画作成支援、中核的人 材の育成については県でも記 述済

食育ガイドは「県民の主体的な取組」に相当

国の第2次基本計画の概要及び県プラン(案)との比較

国の第2次を育推進基本計画の概要(下線は新規部分)	プ (未) このに致 県プラン (案) との比較
はじめに	
1.食をめぐる現状	・県も「これまでの取組の評価と
・飽食の時代。一方、食料自給率は最低水準。	今後の展開」等に同様な現状認識を
・肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題が発生。	記述。
・子どもの朝食欠食・孤食、高齢者の食生活の質が低下。	
・食の情報が氾濫する一方、情報の選別活用は困難。	
・地域の伝統的な食文化の喪失が進行中。	
2.これまでの取組と今後の展開	・国では今後の展開として、「周知から
・法制定・基本計画策定後、食育は着実に推進。	実践へ」を提唱。
・しかし食をめぐる諸課題への対応の必要性は増大。	・県でも新たに基本コンセプト「啓発
・今後は単なる周知にとどまらず、実践による食に関する理解	から実践へ」を提唱。
促進を旨とし、「生涯食育社会」の構築が必要。	
<u>・23~27 年度の5年間を期間とする新たな計画を策定。</u>	
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針	
1.重点課題	・国は新たに重点課題を明記。
 (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進	・(1)は、県では「ライフステージと生
	活場面に応じた食育」として記述。
(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進	・(2)は、県では現行プランから「取組
(1-) = H = 150,3 ** 3 1,35,0 ** M = 1 ** 0.13 ** 3 1 ** 3	の方向」に示して重視。
(3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進	・(3)は、県では現行プランで「おうち」
	でごはんの日」の提唱など重視。
2.基本的な取組方針	・国の取組方針項目は従来どおり。
(1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成	・県の3本柱及び「支える」取組の中
(1) 国民の心場の健康の場面と豊かな人間が成	に全て包含。
(3) 食育推進運動の展開	
()	「体」…(1),(4),(7)
(4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割	「心」(2),(4),(5),(6)
(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践	「環境」…(4),(6)
(6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮	「支える」…(3),(4)
及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献	
(7) 食品の安全性の確保等における食育の役割	
第2 食育の推進の目標に関する事項	
1.目標の考え方	・県も同様に、主要な項目について定
・定量的な目標値を主要な項目について設定。	量的な目標値を設定。
2.食育の推進に当たっての目標	・(3),(4),(11)は県も目標設定。
(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加	・(1),(8)は県では達成済。
(2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	・(2)は、従来からの「家族や友人と食
(3) 朝食を欠食する国民の割合の減少	事をする人の割合」に対応。
(4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加	・(5)は、栄養バランスに配慮した食生
(5) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	活を送った結果としての「肥満・や
の増加	せの割合」を目標項目に設定。
(6) 内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等	・(6)は、「自分の適正体重を認識し、
を継続的に実践している国民の割合の増加	体重コントロールを実践している人
(7) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民	の割合」に対応。

国の第2次食育推進基本計画の概要(下線は新規部分)	県プラン (案) との比較
の割合の増加	・(7)は目標にはないものの「県や団体
(8) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	等の取組」で推進の旨を記述。なお、
(9) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	口腔に関しては「健康な歯を持つ人
(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割	の割合」を目標に設定。
合の増加	・(9)は、「農林水産業に親しむ県民の
(11) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	割合」に対応。
	・県は、その他独自の目標として6項
	目を加え、14 項目を設定。
第3 食育の総合的な促進に関する事項	
1.家庭における食育の推進	・全ての項目について、県プランに対
(子どもの基本的な生活習慣の形成)	応する取組あり。
(望ましい食習慣や知識の習得)	
(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)	
(子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進)	
2. 学校、保育所等における食育の推進	・全ての項目について、県プランに対
(食に関する指導の充実)	応する取組あり。
(学校給食の充実)	
(食育を通じた健康状態の改善等の推進)	
(保育所での食育推進)	
3.地域における食育の推進	・全ての項目について、県プランに対
(栄養バランスが優れた日本型食生活の実践)	応する取組あり。
(「食育ガイド」(仮称)等の活用促進)	・「食育ガイド」は、世代区分等に応じ
(専門的知識を有する人材の養成・活用)	た国民の具体的な取組を提示するも
(健康づくりや医学教育等における食育推進)	のであり、県における「県民の主体
(生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進)	的な取組」に相当。
(歯科保健活動における食育推進)	・生活習慣病及び歯科保健活動は、県
(高齢者に対する食育推進)	では従来から記述。
(男性に対する食育推進)	・高齢者や男性については、県でも新
(食品関連事業者等による食育推進)	たに記述。
4.食育推進運動の展開	・全ての項目について、県プランに対
(食育推進運動展開における連携・協力体制の確立)	応する取組あり。
(食育に関する国民の理解の増進)	
(ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等)	
(食育月間及び食育の日の設定・実施)	
(運動に資する情報の提供)	
5.生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁	・農山漁村コミュニティの維持再生に
業の活性化等	ついては、県では記述していないが
(都市と農山漁村の共生・対流の促進)	農林水産施策として当然取り組んで
(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情 	おり、その理解促進は「農林水産業
報提供)	の役割への理解促進」に記述。
(農山漁村コミュニティの維持再生)	・他の全ての項目については、県プラ
(農林漁業者等による食育推進)	ンに対応する取組あり。
(地産地消の推進)	
(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)	

国の第2次食育推進基本計画の概要(下線は新規部分)	県プラン (案) との比較
6.食文化の継承のための活動への支援等	・全ての項目について、県プランに対
(ボランティア活動等における取組)	応する取組あり。
(学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用)	
(専門調理師等の活用における取組)	
(関連情報の収集と発信)	
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情	・全ての項目について、県プランに対
報の提供及び国際交流の推進	応する取組あり。
(世代区分等に応じた国民の取組の提示)	・「世代区分等に応じた」は、食育ガ
(基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供)	イドの作成を指しており、県におけ
(リスクコミュニケーションの充実)	る「県民の主体的な取組」に相当。
(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)	
(食品表示の適正化の推進)	
(地方公共団体等における取組の促進)	
(食育の海外展開と海外調査の推進)	
(国際的な情報交換等)	
第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため	
に必要な事項	
1 . 多様な関係者の連携・協力の強化	・県では「みんなで一緒に進める食育」
・食育に係る多様な関係者が、その特性や能力をいかし、密接に	として、具体的に役割や連携例を含
連携・協力して緊密なネットワークを築くことが重要。	めて記述。
2 .地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の	・県では「食育を支える取組」の中で
促進	記述。
・都道府県は食育推進を充実。また食育推進会議の設置を検討。	
・市町村計画の早期作成に向け、国、都道府県が適切に支援。	
・都道府県・市町村は、食育推進の中核となる人材育成を検討。	
3 .世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と	・「食育ガイド」は、県における「県民
意見等の把握	の主体的な取組」に相当。
・食育担当大臣は、世代区分等に応じた国民の具体的な取組を提	
示する「食育ガイド」(仮称)を23年度中に作成。	
・多様な手段を通じた積極的な情報提供に努力。	
・国民の意見等の把握と施策への反映の促進に努力。	
4.推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点	・推進状況の把握・評価は、毎年度「食
的運用	育いきいきレポート」として公表。
・毎年度推進状況を把握し、効果等を評価。	
・これを国民に明示し、施策の見直しと改善に努力。	
・財政措置の効率的・重点的運用を徹底。	
5 . 基本計画の見直し	・県でも「プラン作成の基本的な
・必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討。	考え方」で見直しについて記述。
(東北地方太平洋沖地震の事態の推移も踏まえた見直しあり)	